

# 公益財団法人宮城県国際化協会 MIA 私費留学生緊急支援貸付事業要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、一時的に生活資金を必要とする外国人留学生に資金を貸与することにより、留学生活の安定に寄与することを目的とする。

## (貸付対象者)

第2条 この資金の貸付対象者は県内の大学または大学院に正規生として在籍し、出入国管理及び難民認定法に規定する「留学」の在留資格を有する私費外国人留学生（以下「留学生」という。）とする。

## (事業)

第3条 この資金は、留学生の生活安定のために緊急に必要な次の事業に対し貸付けるものとする。

- (1) 生 活 費 本国からの送金停止、遅延等により必要なもの
- (2) 住 居 費 敷金、礼金、家賃の支払で必要なもの
- (3) 医 療 費 医療費の支払で必要なもの
- (4) 一時帰国情費 緊急の一時帰国に必要なもの
- (5) そ の 他 その他災害等により必要なもの

## (貸付計画)

第4条 貸付計画額は、毎年度ごと別に定めるものとし、その計画に従って貸付けるものとする。

## (貸付限度額)

第5条 貸付け額は、1回につき200,000円以内とする。

## (再貸付)

第6条 再貸付については、次の制限を設けるものとする。

- (1) 1留学期間内の貸付は、2回までとする。
- (2) 初回貸付完済後、6か月を経過する以前には行わない。

## (貸付利息)

第7条 貸付利息は無利息とする。

## (貸付の申込み)

第8条 貸付を受けようとする留学生は、在籍する大学または大学院の留学生担当係で申請書を受領し、所定事項について証明を受けた後、次の書類を本人が持参の上、当協会へ提出するものとする。

- (1) 「MIA 私費留学生緊急支援貸付制度」申込書
- (2) 「MIA 私費留学生緊急支援貸付制度」借入証書

(貸付の決定及び貸付金の交付)

第9条 貸付は面接審査の上、予算の範囲内で決定することとし、決定の場合は概ね1週間以内に現金で交付する。

(返済方法)

第10条 貸付金の返済方法は次のとおりとする。

- (1) 返済額は、月額20,000円以上とし、いつでも繰り上げ返済をすることができる。
- (2) 返済期間は、原則として貸与した日の属する月の末日から起算して6ヶ月間を猶予し、7ヶ月目から10ヶ月以内とする。
- (3) 特別な事由により返済方法を変更する場合は、理事長の承認を得て行うものとする。
- (4) 貸与を受けた留学生が死亡又は心身障害等により返済が不能となった時は、理事長の承認を得て、その返済未済額の全部又は一部の返済を免除する。
- (5) 貸与を受けた留学生で上記の(4)以外の特別な事由が生じた場合は、理事長の承認を得てその返済未済額の全部又は一部の返済を免除することができる。

(連帯保証人)

第11条 貸付を受けようとする留学生は、県内に在住の満25歳以上の定職についている方(日本人のみ)。  
ただし、大学の正職員は国籍不問を連帯保証人として1名たてるものとする。ただし、電話連絡の取れない方や同居人は連帯保証人として認められないものとする。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。